



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月21日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ケーズデンキ松本本店
松本市白板二丁目114-1 ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社北越ケーズ
代表取締役 野村 弘
新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社北越ケーズ
代表取締役 野村 弘
新潟県新潟市中央区女池八丁目16番17号

- 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年8月6日

- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

5,316平方メートル

- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- 駐車場の収容台数 280台
- 駐輪場の収容台数 45台
- 荷さばき施設の面積 162平方メートル
- 廃棄物等の保管施設の容量 195.5立方メートル

（注）各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社北越ケーズ	午前9時	午後9時

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで

- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 3か所 出口 3か所 合計 6か所

（注）位置は届出書に添付された図面のとおり

- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
午前9時から午後9時まで

- 届出年月日

令和5年12月5日

- 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

- 縦覧の期間

令和5年12月21日から令和6年4月22日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月21日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

桔梗ヶ原ショッピングセンター

塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-12 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

平林 正臣

塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
平林 正臣	—	塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
平林 正臣	—	塩尻市宗賀字桔梗ヶ原73-11
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社しまむら	鈴木 誠	埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-602-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
株式会社しまむら	鈴木 誠	埼玉県さいたま市大宮区北袋町1-602-1

4 変更した年月日

令和5年5月8日

5 届出年月日

令和5年10月5日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月21日から令和6年4月22日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は松本地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月21日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友伊賀良店

飯田市育良町一丁目9-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

4 変更した年月日

令和5年5月8日

5 届出年月日

令和5年10月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は南信州地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月21日から令和6年4月22日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は南信州地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月21日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友飯田県店

飯田市鼎下山550 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
白子 千勢子	—	飯田市鼎下山550
村上 慶二	—	飯田市北方2035-3
株式会社フジミヤ	可児 尚義	松本市大字島内4157番地1
有限会社カイエー	市瀬 英明	飯田市鼎西鼎558の7

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
白子 千勢子	—	飯田市鼎下山550
村上 慶二	—	飯田市北方2035-3
株式会社フジミヤ	可児 尚義	松本市大字島内4157番地1
有限会社カイエー	市瀬 英明	飯田市鼎西鼎558の7

4 変更した年月日

令和5年5月8日

- 5 届出年月日
令和5年10月11日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は南信州地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和5年12月21日から令和6年4月22日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は南信州地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月21日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友御代田店

北佐久郡御代田町大字御代田字上小田井2763-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

4 変更した年月日

令和5年5月8日

5 届出年月日

令和5年10月5日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月21日から令和6年4月22日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月21日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友中野駅前店

中野市大字岩船字西条境420

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
ウエルシア薬局株式会社	松本 忠久	東京都千代田区外神田二丁目2番15号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
ウエルシア薬局株式会社	田中 純一	東京都千代田区外神田二丁目2番15号

4 変更した年月日

令和5年3月1日ほか

5 届出年月日

令和5年10月11日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北信地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月21日から令和6年4月22日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北信地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月21日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友佐久相生町店

佐久市岩村田字観音堂2119-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

4 変更した年月日

令和5年5月8日

5 届出年月日

令和5年10月5日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月21日から令和6年4月22日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月21日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友野沢店

佐久市野沢字一丁目315-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
株式会社はなおか	花岡 正一	上田市中央三丁目8番1号
ウエルシア薬局株式会社	松本 忠久	東京都千代田区外神田二丁目2番15

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
株式会社はなおか	花岡 正一	上田市中央三丁目8番1号
ウエルシア薬局株式会社	田中 純一	東京都千代田区外神田二丁目2番15

4 変更した年月日

令和5年3月1日ほか

5 届出年月日

令和5年10月5日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月21日から令和6年4月22日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月21日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンプラトウ望月店

佐久市協和字下田119-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

有限会社大田薬品

佐久市望月172番地

株式会社カコー

東京都渋谷区桜丘町4番8号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
株式会社セリア	河合 映治	岐阜県大垣市外濶2-38

4 変更した年月日

令和4年6月30日ほか

5 届出年月日

令和5年10月5日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和5年12月21日から令和6年4月22日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和5年12月21日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

小諸南ショッピングセンター

小諸市大字甲字東原田1648-7 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水4501番地1

株式会社西友

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地1
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地1
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地1
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都北区赤羽二丁目1番1号
コスモファーマシー株式会社	井上 智之	上田市秋和361-2
ル・プレ株式会社	塚田 克好	埴科郡坂城町大字坂城6428番地

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社コメリ	捧 雄一郎	新潟県新潟市南区清水4501番地1
株式会社西友	大久保 恒夫	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目12番10号
コスモファーマシー株式会社	井上 智之	上田市秋和361-2

- 4 変更した年月日
令和5年3月31日ほか
- 5 届出年月日
令和5年10月5日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和5年12月21日から令和6年4月22日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

県営須砂渡地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和5年12月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類
県営須砂渡地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和5年12月22日から令和6年1月25日まで
- 3 縦覧の場所
安曇野市役所(耕地林務課)

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和5年12月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
上田都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び上田市役所

都市・まちづくり課